

「食品安全推進計画（案）」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間 令和2年12月28日から令和3年1月26日まで
- 2 意見送付者数 2名
- 3 御意見の内容

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
1	12p 31p	基本3 重点2	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正食品衛生法の完全施行前にHACCPに沿った衛生管理について都民、食品等取扱事業者等の認知度等を調査し、その結果を公表・周知した上で、より計画的な対策を実施すべき。 ・ HACCPに沿った衛生管理について、保健所が区市町村の広報を通じて都民に周知することにより、ネットを使用しない年齢層に対して、自らが利用あるいは勤務している施設の衛生管理体制について考えるきっかけを作るべき。 ・ 職業安定所、区市町村、社会福祉協議会の職員等に食品衛生法の改正について周知徹底すべき。 	<p>計画（案）の基本施策3及び重点施策2において、事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑かつ速やかに導入し、定着化を図れるよう、法改正により新たに許可又は届出対象となる事業者からも相談を受け付けるなど、丁寧な周知及び技術的支援を行うこととしています。保健所においては事業者からの相談への対応や監視指導を通じて、衛生管理の取組状況を把握し、HACCPに沿った衛生管理が速やかに導入・定着できるよう支援していきます。</p> <p>また、特別区や保健所設置市の保健所も含めた都内各保健所及び食品関係団体等とも連携して、ホームページやパンフレット等を活用しながら、事業者に対しHACCPに沿った衛生管理の制度化について周知するとともに、都民等に向けてもこれらの媒体等を活用して食品の衛生管理に関する情報を提供していきます。</p>
2	12p 32p	基本4 重点3	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進	<p>新型コロナウイルス感染症流行の影響によりテイクアウト等を行う店舗が増加しており、引き続き、こうした店舗における食中毒やノロウイルスの拡大防止対策に徹底的に取り組んでほしい。</p>	<p>計画（案）の基本施策4及び重点施策3において、多様化している食の提供主体やテイクアウト・宅配等の新たな提供形態を開始する事業者に対し、食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための情報提供や指導を行うこととしています。こうした提供主体や事業者には、利用者に対して食品の衛生的な保存方法等を伝えるよう適切に指導し、食中毒による健康被害の未然防止に取り組んでいきます。</p> <p>また、基本施策31において、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を分かりやすく都民等に提供することとしており、引き続き、食中毒予防等の食品の安全に関する情報提供を行っていきます。</p>
3				<p>福祉を目的として提供されるテイクアウト食品の衛生管理について、調理する側、喫食者の双方に対して、保健所等による衛生管理の指導が必要である。</p>	
4				<p>子ども食堂、認知症カフェ等の福祉施設における食品等の衛生管理の現状を把握するため、社会福祉協議会、区市町村の担当部所、運営事業者等、福祉に携わる方々との連携が必要である。</p>	

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
5	12p 32p	基本4 重点3	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進	都民が利用施設を選択するためのツールとして、食品営業許可・届出施設や子供食堂、認知症カフェ等の届出対象外施設について、東京都のホームページで情報を閲覧できるようにしていただきたい。	現在、都が設置している保健所では、管轄する地域（特別区、八王子市及び町田市を除く地域）において食品営業許可を取得した施設の情報をホームページで公表しています。 また、届出施設の公表については、今後検討していきます。 子供食堂等の食品衛生法の営業許可又は届出の対象とならない施設については、事業者情報を把握するための法令上の根拠がないことから、その情報を公表することは難しいものと考えています。
6	14p	基本10	事業者に対する講習会等の開催	事業者に対する講習会等を開催することには賛同するが、受講する施設側における食品衛生責任者の適切な設置など、体制の改善が必要である。	計画（案）の基本施策10において、事業者に対する講習会を開催し、有益な最新の情報を提供していくこととしています。 改正後の食品衛生法施行規則においては、食品衛生責任者は、食品衛生に関する最新の知識の習得に努めることとされています。都では食品衛生責任者向け講習会等において、食品衛生法改正の内容等の最新の情報を中心に分かりやすく周知するなど、食品衛生責任者の資質向上に資する取組を実施していきます。
7	23p	基本31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供	全国の食中毒発生事例や過去の食中毒発生事例の概要、詳細（探知、患者数、原因食品、感染経路、行政処分等）について公表してほしい。	都では、都内の食中毒発生状況や個別の事例等について、ホームページやメールマガジン等の媒体を通じて広く情報提供を行っています。 計画（案）の基本施策31においても、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者提供することとしており、引き続き、食品の安全や安全対策に関する情報を一般の方にも分かりやすく提供できるように努めていきます。 また、広域的な食中毒調査等については、関係自治体と連携・協力し、迅速・的確に健康被害の拡大防止を図れるよう、広域連携協議会等を活用した連携体制の強化を図っています。
8	23p 40p	基本32 重点9	外国人への情報発信等の充実	日本で働く外国人の方々とのリスクコミュニケーションを図るべき。	計画（案）の基本施策32及び重点施策9において、我が国で働く外国人従事者に対し、食品安全に関する情報発信等を充実させることとしています。外国人従事者の食品衛生に対する理解が深まることにより、衛生管理の水準がより向上するよう努めていきます。

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
9	23p	基本33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	都民や都への来訪者は、食品への関心が高いが、リスクコミュニケーションについては関心が低い。メールマガジンではなくLINEやホームページを用いて情報発信すべきである。 緊張感を持って、都民だけでなく、都への来訪者にも分かりやすく発信すべきである。	計画（案）の基本施策31において、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者を提供することとしています。 また、基本施策33及び重点施策10において、ホームページ、SNS等による情報提供の充実など、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進することとしています。 食品安全に関する情報については、メールマガジンのほか、ホームページやTwitter等の様々な媒体を活用し情報発信を行っています。引き続き、情報の内容や対象ごとに適切な媒体を用いて、分かりやすい情報発信ができるよう努めていきます。
	41p	重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進		
10	23p	基本33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	食の安全都民講座、食の安全調査隊の開催を増やしてほしい。	計画（案）の基本施策33及び重点施策10において、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進することとしています。 食の安全都民講座や食の安全調査隊等の取組については、社会的状況等を踏まえながら、その時々に応じたテーマや効果的な実施方法等について検討していきます。
	41p	重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進		
	24p	基本35	食品の安全に関する食育の推進		
	24p	基本36	都民の自主的な学習に対する支援		
11	23p	基本33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	食品用器具・容器包装に使用される原材料のポジティブリスト制度について、都民講座等で講習会を開催してほしい。	計画（案）の基本施策33及び重点施策10において、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進することとしています。 食品や器具・容器包装の安全性確保の取組について、講習会やホームページを通じ、都民に分かりやすく情報提供を行っていきます。
	41p	重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進		
12	23p	基本33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	各保健所、図書館等に食に関する専門書籍を設置してほしい。	食品の安全に関する都の主要な刊行物は、都立図書館等において閲覧することができます。また、都が発行する食品の安全に関するリーフレットやパンフレット等については、都の保健所で一般の方にも提供しています。
	41p	重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進		
	24p	基本35	食品の安全に関する食育の推進		
	24p	基本36	都民の自主的な学習に対する支援		
13	25p	基本37	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映	施設の衛生管理等について、事業者や食品衛生責任者等の経営者側の意見だけでなく、従事者、喫食者、利用者等の意見についても聴く機会を設けてほしい。その際、相談者の身元が明かされないよう細心の注意を払ってほしい。	計画（案）の基本施策39において、保健所等で都民から相談等を受け付けた際には、関係機関と連携し適切に調査を実施するとともに、調査結果を分かりやすく説明するなど、適切に対応することとしています。 なお、公益通報に係る案件については、公益通報者保護法に基づき対応しています。
	25p	基本38	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保		
	25p	基本39	相談等への適切な対応		

	該当箇所			御意見（要旨）	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
14			その他	<p>営業許可・届出の対象・対象外に関わらず、安全・安心な食品を提供することは、事業者及び事業者を指導・監督する国、自治体の責務である。</p>	<p>食品の安全・安心の確保のためには、食品を取り扱う事業者による安全確保の取組がまずその基盤となり、行政は監視指導等により安全対策をより確かなものとしていくことが求められます。</p> <p>また、食品安全確保のための取組について消費者を含めた関係者が相互理解と協力を進め、食品の安全・安心を実現していくことが必要です。</p> <p>都は食品安全関係法令等に基づきその責務を適切に果たすとともに、事業者や都民と協力し、食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>
15				<p>ATP検査キットの貸出し、または、東京都とメーカーとの価格交渉により、食品等事業者において、検査キットの安価な購入等ができるようにしてほしい。</p>	<p>事業者自らが取り扱う食品の安全確保は、第一義的には事業者がその責務として行うものであり、これに必要となる資材は各事業者において本来用意すべきものと考えます。</p>
16				<p>国や関係機関等で衛生管理方法に関する対策方針が異なる場合があり、国や関係機関等と情報交換・連携して、都民の不安要素を取り除くようにしてほしい。</p>	<p>計画（案）の基本施策44及び47において、食品衛生に関し、国や関係自治体、関係機関等と連携し、対応を行うこととしています。</p> <p>また、基本施策31において、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供することとしています。</p> <p>引き続き、国や関係機関等と情報交換等を行いながら、都民・事業者に正確な情報を提供していきます。</p>
17				<p>食品等事業者の食品衛生向上を図るためには、労働環境の整備や労働基準局との連携が必要である。</p>	<p>御意見として承ります。</p>